

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>一〇四十七 (略)</p> <p>四十八 (略)</p> <p>四十九 エンホルツマブ ベドチン及びその製剤</p> <p>五十 (略)</p> <p>五十一〇百二十一 (略)</p> <p>百二十二 (略)</p> <p>百二十三 セルペルカチニブ及びその製剤</p> <p>百二十四 (略)</p> <p>百二十五〇百二十六 (略)</p> <p>百二十七 (略)</p> <p>二百八 三ーヨードベンジルグアニジン⁽¹³¹⁾I及びその製剤</p> <p>二百九 (略)</p> <p>二百十〇百三十二 (略)</p>	<p>一〇四十七 (略)</p> <p>四十八 塩化ラジウム⁽²²³⁾Ra及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>四十九 ー(五ーオキソーLープロリルーLーヒスチジルーLートリプトフィルーLーセリルーLーチロシルーOー第三ブチルーDーセリルーLーロイシルーLーアルギニルーLープロリル)セミカルバジド(別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>五十〇百二十 (略)</p> <p>百二十一 セツキシマブ サロタロカンナトリウム及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>百二十二 セルモロイキン及びその製剤</p> <p>百二十三〇百二十四 (略)</p> <p>二百五 Nー(ニS)ーニー(モルホリンー四ーイルアセチル)アミノー四ーフェニルブタノイルーLーロイシルーLーフェニルアラニンーNー(ニS)ー四ーメチルー(ニR)ーニーメチルオキシランーニーイルーーオキソペンタンーニーイル)アミド(別名カルフィルゾミブ)及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>二百六 ラムシルマブ及びその製剤</p> <p>二百七〇百二十九 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)